

令和 8 年度第 2 回 石川中央医療圏 地域医療構想調整会議 書面協議資料

令和 8 年 1 0 月
石川県健康福祉部

令和 8 年度病床数適正化支援事業の活用に伴う病床削減（第 2 回申請分）

R8年度病床数適正化支援事業に伴う病床削減



【○病床数の適正化に対する支援】

施策名:オ 病床数の適正化に対する支援

令和7年度補正予算案 3,490億円

※医療・介護等支援 パッケージ

医政局地域医療計画課
(内線4095、2665)

厚生労働省
R7補正予算資料より

① 施策の目的

- 効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、その支援を行う。

② 対策の柱との関係

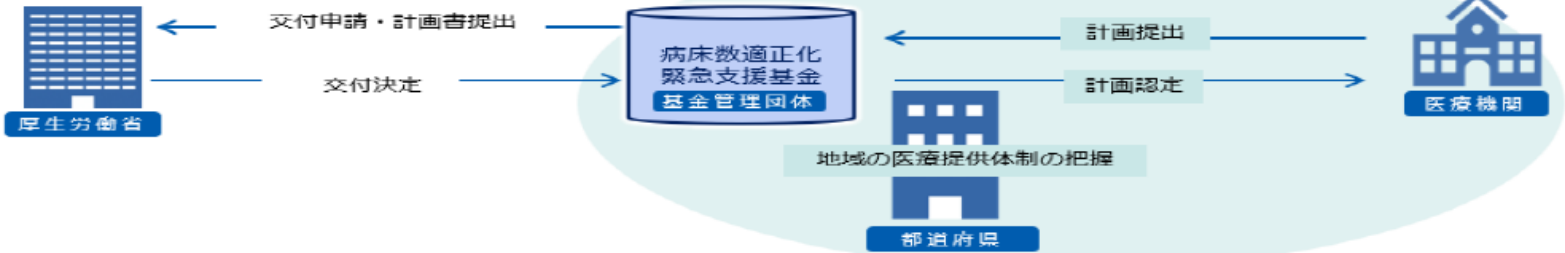
Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- 「病床数適正化緊急支援基金」を創設し、医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関への支援を行う。
(概要) 医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関を対象として財政支援を行う。
(交付対象・交付額) 病院(一般・療養・精神)・有床診療:4,104千円/床(ただし、休床の場合は、2,052千円/床)

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(イメージ図)



- 医療機関は基金管理団体等に計画提出を行う際に病床削減数を申請し、基金管理団体等が計画認定する
- 基金管理団体等は医療機関に所要額を支給する(10/10)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

医療需要の変化を踏まえた病床数の適正化を進める医療機関へ必要な財政支援を行うことで、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速するとともに、地域に必要な医療提供体制を確保する。
人口減少等により不要となると推定される、約11万床(※)の一般病床・療養病床・精神病床といった病床について、地域の実情も踏まえ、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

※一般病床及び療養病床の必要病床数を超える病床数約5万6千床並びに精神病床の基準病床数を超える病床数約5万3千床を合算した病床数(厚生労働省調べ)。

※約1.1万床については令和6年度補正予算による病床数適正化支援事業により措置済み。

- ・国は、効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化（病床削減）を進める医療機関に対し、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に際して生じる負担について支援を行うこととしている。
- ・R7.6.6、自民・公明・維新の社会保障制度改革協議にて、新たな地域医療構想の開始までに、全国的に病床11万床（一般・療養約56,000＋精神約53,000）を削減する方針とされ、R7年度厚労省補正予算にて計上された（3,500億円程度）。
- ・上記に関し、R8年度は次ページの制度内容に基づいて、病床削減に対する支援を行うこととされているが、病床削減のパターンによっては、事前に各医療圏の地域医療構想調整会議で諮る必要がある。



各医療機関からの病床削減の意向について、医療圏内の医療提供体制に問題が無いか協議を行うこととしたい

※なお、本事業で病床数を削減したとき、不可逆的措置として、病床を削減した医療機関が所在する2次医療圏における基準病床数を削減することとなる（削減する数は、国の指定する算出方法に基づく）。

R7 → R8年度 病床数適正化支援事業 制度概要



	R 7 年度	R 8 年度
概要	一般・療養・精神病床を削減（廃院や地域医療構想に基づく再編統合によるものは除く）した医療機関へ削減病床数に基づき支援	
対象 病床	R6.12.17～R7.9.30に削減した病床	<ul style="list-style-type: none"> ・R7.12.16～R9.3.31に削減する病床 ・R7年度事業における活用意向調査（R7.3実施）を提出し、R6.12.17～R7.9.30に削減した病床 ・厚労省調査（R7.8～9実施）で病床削減意向を示し、削減した病床 上記のうち、いずれか1つに該当するものが対象
対象外	<p>下記の国の基準に基づいた内示から漏れた病床 【第1次内示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4～R6の3年連続赤字、もしくはR5～R6の2年連続赤字でR6に病床削減済みの医療機関 ・上限50床 ・公立病院以外 等 <p>【第2次内示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5～R6の2年連続赤字の医療機関 ・上限10床 ・公立病院含む 	<p>①申請時点で、入院医療を受入れしていない医療機関 ②本事業の病床削減により、入院の受入れを停止する（無床診療所への転換も含む）医療機関 ③R9.3.31で廃院予定の医療機関 →上記①～③は、各医療圏の地域医療構想調整会議で、当該地域の医療提供体制に問題が無いと認められた場合は、対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R9.3.31時点で事業譲渡予定の医療機関 ・R7年度病床数適正化事業や単独支援給付金で既に支給した病床 等
単価	稼働・休床問わず、4,104千円/廃止病床	稼働病床：4,104千円/廃止病床 休床病床：2,052千円/廃止病床
支給 手続き	<p>R7.3 県→医療機関 意向調査 国へ調査結果提出</p> <p>R7.4～6 国→県 配分の基準・内示</p> <p>R7.7～ 県→医療機関 交付決定・支払</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関→県 書類等を提出 ・県で審査を行った後、県→厚労省 書類等を提出 ・基金管理団体→医療機関 給付金支給 <p>その他、 <u>上記①～③、④現に患者が入院中の病床削減、⑤100床以上の病床削減は、事前に各医療圏の地域医療構想調整会議で協議が必要。</u></p>
本制度による 県全体での 削減病床数	108床	-

本事業での病床削減に伴う基準病床数の取扱い

基準病床数

- ・ 全国一律の算定方法により、医療計画上で、地域ごとに望ましい病床数の一定水準（地域での病床数の上限）を定めたもの
- ・ 一般・療養病床は二次医療圏ごとに、精神病床等は県全体で定める。
- ・ 既存病床数が基準病床数を超える地域（病床過剰地域）において、県は公的医療機関等の開設・増床を許可しないことができる。

※**必要病床数**：全国一律の算定方法により、地域医療構想上で、将来の一般・療養病床の必要量を病床の機能区分ごとに推計したもの。

病床数適正化支援事業により削減された病床数を踏まえ、**不可逆的措置として基準病床数を引き下げる**こととなる。

※**基準病床数の引き下げ時期**：令和8年度の本事業終了後～令和9年度上半期（予定）

引き下げに際しては、令和7年度に行った病床数適正化支援事業（石川中央：一般・療養 48床、精神 16床）での病床削減も加味する。

	一般・療養病床（石川中央医療圏）						精神 （県全体）
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床	合計	
基準病床数 （第8次医療計画）						7,823	2,846
R7.10.1現在 既存病床数（推計） 〔 R7病床機能報告 + R7本事業等より推計 〕	2,178	2,920	1,315	2,627	238	9,278	3,507 （うち休床112）
R7年度 必要病床数 （現行 地域医療構想）	940	2,659	2,648	1,913		8,160	
既存病床数－必要病床数	1,238	261	▲1,333	714	238	1,118	661 （既存－基準）

下記医療機関から、病床削減に伴う本事業の活用意向があるが、認めてよい。

書面協議内にて共有

各医療機関からの病床削減意向については、地域への様々な影響等を鑑み、書面協議にて委員にのみ共有。

※1 国要綱上の協議理由

- ①申請時点で、入院医療を受入れしていない ②本事業の病床削減により、入院の受入れを停止（無床診療所への転換も含む）
③R9.3.31で廃院予定 ④現に患者が入院中の病床削減 ⑤100床以上の病床削減

※2 新興感染症発生時に感染症の患者用の病床を確保するよう、県と医療機関間で協定締結を行ったもの。
今回の病床削減に係り、協定締結した病床分の削減は行わない旨、医療機関から誓約書を提出いただく。